

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名 令和 7 年度市内保育園等産業廃棄物処理業務
- 2 業務場所 市内保育園・こども園・幼稚園
詳細は別紙 2 園一覧表のとおり。
- 3 業務内容 保育園等集積している産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行なう業務
 - (1) 産業廃棄物の種類、数量及び搬出方法等
 - ①産業廃棄物の種類及び数量
別紙 3 廃棄物一覧表のとおり。
 - ②搬出期限は令和 8 年 2 月 28 日とする。
 - ③搬出方法及び搬出日その他については、各園と協議の上決定すること。
- 4 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 業務完了の報告
業務を完了したときは、遅滞なくそのことを報告しなければならない。ただし、産業廃棄物管理票の写し（写真添付：産業廃棄物を収集及び廃棄している同じ車両番号の車両の写真を収集時及び廃棄時それぞれ 1 枚ずつ）を提出することにより、業務完了報告に代えることができる。
- 6 安全の確保
業務を実施するにあたり、作業員および周辺の安全確保、周辺の環境保全に努めること。
- 7 注意事項
 - (1) 履行に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令の規定を遵守し、かつ、市の指示に従うこと。
 - (2) 現地確認を行う際は、市と事前に協議を行なうこと。
 - (3) 下記の特記事項を遵守すること。
別紙 4 特記仕様書（環境編簡易）

8 その他

- (1) 受託者となったものは、速やかに産業廃棄物収集運搬業に係る許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (2) この契約に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。
- (3) 業務においてその他疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。